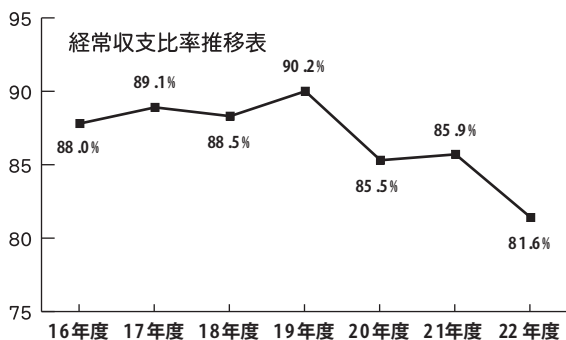


## 経常収支比率

平成22年度決算では、町税や普通交付税などの経常一般財源収入は38億4、370万円、経常一般財源支出は31億3、563万円となり、経常収支比率は81.6%（収入に臨時財政対策債を除いた事実上の収支比率は88.3%）となります。経常収支比率を前年と比較すると4.3ポイントの減となりました。

この状況を家計に置き換えると、給料や事業収入で得た家計収入のうち、家のローン、教育費、光熱水費など既に決まっている支出が約8割あり、残りの2割が手元に残り自由に使えるお金ということになります。



### 経常収支比率

|          |      |
|----------|------|
| 18年度     | 88.5 |
| 19年度     | 90.2 |
| 20年度     | 85.5 |
| 21年度     | 85.9 |
| 22年度     | 81.6 |
| 22年度管内平均 | 83.5 |
| " 全道町村平均 | 80.1 |

経常収支比率とは、財政構造上の弾力性を判断する指標として用いられ、通常75%以内におさまることが妥当と考えられており、数値が高いほど財政が硬直化していることとなります。

## 実質公債費比率

平成17年度決算から、新たに取り入れられた町の会計全般における借金の返済額を示す指標で、3年平均の値が18%を超えると、地方債を借り入れる際に許可団体となり、更に25%を超えると、一部の地方債の許可に制約を受けることとなります。

### 実質公債費比率

|          |      |
|----------|------|
| 18年度     | 18.5 |
| 19年度     | 19.4 |
| 20年度     | 19.9 |
| 21年度     | 19.6 |
| 22年度     | 18.1 |
| 22年度管内平均 | 16.7 |
| " 全道町村平均 | 12.9 |

公債費（借金返済額）は平成18年度をピークに下降しており、平成23年度決算以降に許可団体の基準となる18%を下回るが見込まれています。

## 将来負担比率

平成19年度決算から、新たに取り入れられた指標で、町が抱える実質的な借金の残高が、後年次にどれだけ負担となるかを示すものです。

### 将来負担比率

|          |       |
|----------|-------|
| 19年度     | 137.4 |
| 20年度     | 103.7 |
| 21年度     | 78.8  |
| 22年度     | 64.6  |
| 22年度管内平均 | 75.8  |
| " 全道町村平均 | 97.6  |

350%を超えると財政の早期健全化団体に指定され、様々な対策による改善が求められます。基準を大きく下回る数値となっていますが、借金の新規借入を抑制する必要があります。

## 基金残高と地方債残高

### 基金残高（貯金）

平成22年度決算における一般会計の基金残高は16億7,970万円。平成21年度の決算残高と比べて、1億9,425万円増加しました。安定的な歳入が見込まれない中においては、現在高の維持に努めなければなりません。

### 地方債残高（借金）

平成22年度決算における一般会計地方債（元金）残高は79億3,310万円。平成21年度の決算残高と比べて、4,724万円増加しましたが、認定こども園整備の大型事業、臨時財政対策債の発行額の伸びが要因となっています。残高のピークは平成14年度に、償還費のピークは平成18年度に迎え、今後は徐々に減少する見込みとなっています。

## 財務課からのお知らせ

# 確定申告が始まります

2月16日(木)～3月15日(木)

今年も『所得税・町民税・道民税』の申告相談を下記の日程表のとおり行います。

平成23年1月から12月までの所得と税金を申告するもので、申告期間は2月16日から3月15日までです。申告に必要な書類を早め準備し、正しい申告をしましょう。

### 申告をしないとこんな不利益が：

① **所得証明書等が発行できません**  
公営住宅や金融公庫の申し込みなどに必要な証明書は、申告をしなれば発行できません。

② **減税措置が受けられません**  
国民健康保険税の低所得者の方を対象とした軽減は、申告のない場合には受けられません。また、医療費の自己負担限度額が高くなる場合や、国民年金の免除申請ができない等の不利益があります。

### ③税金が戻る場合もあります

病气やけがなどで多額の医療費を支払ったり、住宅ローン等を利用して住宅を新築・増築して入居した方及びその住宅の敷地を購入された方又は年の中途で退職した方等が申告すると、事業所等で源泉徴収された税金が戻る場合があります。

## 申告に必要なもの

- ▷ 印鑑・源泉徴収票（給与所得者・年金受給者）
- ▷ 申告に必要な帳簿書類（1年間の収支がわかるもの）
- ▷ 各種控除を受ける方は、証明書・領収書が必要です
  - 生命・損害・地震保険料、任意継続の社会保険料、雑損など（領収書か証明書）  
※ 損害保険料は、平成18年末までに契約した長期損害保険料に限る
  - 医療費控除（平成23年中の支払額が分かる領収書か証明書）
  - 住宅借入金等特別控除（借入金年末残高証明書、登記簿謄本、請負・売買契約書、本人の住民票、源泉徴収票など）
  - 国民年金の支払額証明書又は領収書（必ず原本を持参してください）
- ◆ 預貯金の口座番号を控えてください。（還付や振替手続き等に必要になります）

## 申告相談日程表

| 月日    | 曜日 | 対象地区              | 受付会場              | 受付時間       |             |
|-------|----|-------------------|-------------------|------------|-------------|
| 2月16日 | 木  | 美宇・新和・太陽・里平       | 新和生活会館            | 9:30～14:00 |             |
|       |    | 東川・共栄             | 東川生活会館            |            |             |
| 17日   | 金  | 新栄・泉・若園           | 新栄生活会館            |            |             |
|       |    | 朝日・緑丘・古岸          | 緑丘生活会館            |            |             |
| 20日   | 月  | 節婦町・大狩部           | 節婦生活会館            |            | 9:30～16:00  |
| 21日   | 火  | 本町                | 本町多目的交流センター       |            | 10:00～15:00 |
| 22日   | 水  | 大富・万世・明和          | 万世生活会館            | 9:30～14:00 |             |
| 23日   | 木  | 中央町・北星町           | 役場庁舎<br>101会議室    | 9:00～16:00 |             |
| 24日   | 金  |                   |                   |            |             |
| 27日   | 月  |                   |                   |            |             |
| 28日   | 火  | 東町・東泊津・西泊津・高江     | 上記会場に<br>来られなかった方 |            |             |
| 29日   | 水  |                   |                   |            |             |
| 3月    | 1日 | 木                 | 上記会場に<br>来られなかった方 |            |             |
|       | 2日 | 金                 |                   |            |             |
|       | 5日 | 月                 |                   |            |             |
|       | 6日 | 火                 |                   |            |             |
|       | 7日 | 水                 |                   |            |             |
|       | 8日 | 木                 |                   |            |             |
|       | 9日 | 金                 |                   |            |             |
| 12日   | 月  | 上記会場に<br>来られなかった方 |                   |            |             |
| 13日   | 火  |                   |                   |            |             |
| 14日   | 水  |                   |                   |            |             |
| 15日   | 木  |                   |                   |            |             |